

審第1300号-1
答申第390号
令和8年6月4日

千葉県教育委員会
教育長 杉野 可愛 様

千葉県個人情報保護審議会
会 長 石 井 徹 哉

審査請求に対する裁決について（答申）

令和7年8月1日付け〇〇第〇〇号-1による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第357号

令和7年6月17日付けで審査請求人から提起された、令和7年4月23日付け〇〇第〇〇号で行った保有個人情報開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

1 審議会の結論

千葉県教育委員会教育長（以下「実施機関」という。）が令和7年4月23日付け〇〇第〇〇号で行った保有個人情報開示決定（以下「本件決定」という。）について、千葉県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、次のとおり判断する。

実施機関の決定は妥当である。

2 審査請求の経緯

- （1）審査請求人は、令和7年3月25日付けで、実施機関に対し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第76条第1項の規定により、「千葉県教育委員会〇〇教育長が私に対して行った行政文書不開示決定（〇〇第〇〇号／〇〇年〇〇月〇〇日。）に係って、本件不開示決定に係る当該情報だけが廃棄された経過が分かる情報（近接する情報は全て開示されている）。」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- （2）実施機関は、本件開示請求に対し、「事故報告書」（以下「本件文書」という。）に記録された保有個人情報を特定し、その一部を不開示とする本件決定を行った。
- （3）審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し、令和7年6月17日付けで、本件決定について審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- （4）実施機関は、本件審査請求を受けて、法第105条第3項による読み替え後の同条第1項の規定により、令和7年8月1日付け〇〇第〇〇号－1で審議会に諮問した。

3 審査請求人の主張要旨

- （1）審査請求人は、審査請求書において、おおむね以下のとおり主張している。
 - ア 本件審査請求の趣旨
本件決定の取消しを求める。
 - イ 本件審査請求の理由
（ア）教育長は本件開示請求に対し、個人情報の保護に関する法律第82条第1項の規定に基づいて部分開示決定を行った。しかしこの決定は

次に示すとおり誤っているので、取消されなければならない。

(イ) 教育長は本件開示請求に対し、開示(対象文書)を「事後報告書」と特定した。しかし本年5月27日午前、教育長は当方に対し千葉県立〇〇学校長〇〇が千葉県教育委員会に発出した「事故報告書」(〇〇第〇〇号/〇〇年〇〇月〇〇日)を開示した。開示された「事故報告書」は、教育長が特定した「事後報告書」ではない。この両者は文書名が示すとおり、その作成主旨と対象が異なる別情報である。教育長の決定に従うならば「事故報告書」の開示は誤りであり、特定された(対象文書)「事後報告書」が開示されなければならない。

(2) また、審査請求人は、反論書において、おおむね以下のとおり主張している。

ア 教育長〇〇の不正決定について

(ア) 審査請求で取り消しを求めたのは「保有個人情報開示決定通知書」(〇〇第〇〇号/令和7年4月23日。以下、「〇〇号」と略す。)である。

(イ) 〇〇号は教育長〇〇が千葉県個人情報保護条例(以下、「条例」という。)が定めた手続きを欠き、教育庁組織総体として不正決定を行い発出したものである。

(ウ) 教育長〇〇は〇〇号の不正を認め次のように説明した。「本件決定に係る個人情報を記録する行政文書として『事故報告書』と記載すべきところ、誤って『事後報告書』と記載したため、令和7年7月2日付け〇〇第〇〇号により当該誤記の箇所を取り消し、改めて保有個人情報部分開示決定(以下「本件再決定」という。)を行った」(弁明2事案の概要)。

イ 教育長〇〇の二重決定について

(ア) 本当に「事後報告書」が存在しないかは、今は置く。教育長〇〇が取り消したのは〇〇号の一部(不正があった箇所だけ)である。このことを教育長〇〇は、ア「通知」並びにイ「保有個人情報開示決定通知書」(共に〇〇第〇〇号/令和7年7月2日)で次のように表明した。

a 「保有個人情報部分開示決定の一部取消しについて(通知)」

b 「この決定通知書は、令和7年4月23日付け〇〇号で通知した保有個人情報部分開示決定の一部を取り消したため、改めて部分開示決定を行うものです。」

(イ) 教育長〇〇は〇〇号の一部を取り消したが、その余の部分は取り消しておらず残置させている。教育長〇〇は〇〇号を正式な廃棄手続き(処分)をせず「〇〇第〇〇号」を「再決定」した。よって〇〇号は

〇〇号と並置される結果となった。教育長〇〇は同一案件について二重決定を行った。

ウ 教育長〇〇が重ねる決定の違法について

(ア) 教育長〇〇が行った「再決定」は、〇〇号を正規の手続きがないまま消滅させることを意味する。もしそうであれば、今後は不正が露見し指摘されるたびに、その瑕疵を糊塗隠蔽するため従前決定の「部分」だけを取り消して書き換え、事後に再決定を重ねる上書行為が許容されることになる。教育庁組織総体の保身のためである。しかし、これでは何が行政の意思なのか全く不明となってしまう極めて悪質な行為である。この悪しき行為は公理を著しく欠いた恣意的行政から専制的行政へ連なっていく。事実、次に指摘するように教育長〇〇はこの不正を行い他に拈げている。

(イ) 本件審査請求で取り消しを求めたのは〇〇号である。これに対して教育長〇〇は事後に〇〇第〇〇号で「再決定」したと主張し、本件審査請求の棄却を求めた（弁明1）。本件の時系列は以下のとおりである。

- ・ 開示請求 2025年3月25日
- ・ 保有個人情報開示決定（〇〇号）令和7年3月23日（ママ）
- ・ 審査請求 2025年6月17日
- ・ 通知および保有個人情報開示決定（〇〇号）令和7年7月2日

(ウ) 教育長〇〇は当方の審査請求で不正決定を認識し、不正箇所を事後に書き換え「再決定」を行った。日付を確認すれば容易に判明するが、教育長〇〇は審査請求の事後に不正部分を書き換え、遡及して本件審査請求の棄却を求めた。かかる不正が罷りとおるはずはない。

エ 結語

本件審査請求で取り消しを求めた〇〇号（2025年6月17日）は、教育長〇〇が審査請求以後に「再決定」したと主張する〇〇号（令和7年7月2日）とは係わりがない。教育長〇〇は自ら〇〇号について誤りを認めている。よって〇〇号はこれを決裁した教育長〇〇によって、その全体総体が取り消されなければならない。教育長〇〇の弁明は意味がない。

4 実施機関の弁明要旨

実施機関は、弁明書において、おおむね以下のとおり主張している。

(1) 弁明の趣旨

本件審査請求は、これを棄却することが相当である。

(2) 処分の内容について

ア 対象文書の特定について

実施機関は、本件開示請求を受け、本件文書を特定し、本件決定を行った。

イ 本件文書の内容について

〇〇年〇〇月〇〇日付けの行政文書開示請求について、誤って開示すべき文書を誤廃棄したため、〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号により行政文書不開示決定を行っている。

本件文書は、当該誤廃棄に係る事故の概要、事故の状況等を記載した報告書である。

(3) 処分の理由について

ア 本件文書の不開示の理由について

本件文書のうち、年齢及び住所を法第78条第1項第2号に該当するものとして、不開示とした。

イ 法第78条第1項第2号該当性について

本件文書の不開示部分は、当該誤廃棄に係る事故の当事者である千葉県職員の前年齢及び住所であり、保有個人情報の開示請求者以外の特定個人を識別する個人情報に該当する。

ウ 法第78条第1項第2号ハ該当性について

本件文書における「当事者」は千葉県職員であり、本件文書の記載内容は公務員の職務の遂行に係る情報であるが、そのうち「当事者」の前年齢及び住所は法第78条第1項第2号ハが定める「当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」には該当しない。

(4) 弁明の内容について

審査請求人は、「教育長は本件開示請求に対し、開示（対象文書）を『事後報告書』と特定した。しかし、本年5月27日午前、教育庁は当方に対し千葉県立〇〇学校長〇〇が千葉県教育委員会に発出した『事故報告書』（〇〇第〇〇号／〇〇年〇〇月〇〇日）を開示した。開示された『事故報告書』は、教育庁が特定した『事後報告書』ではない。この両者は文書名が示すとおり、その作成主旨と対象が異なる別情報である。教育庁の決定に従うならば、『事故報告書』の開示は誤りであり、特定された（対象文書）『事後報告書』が開示されなければならない」と主張する。

しかし、本件決定に係る保有個人情報開示決定通知書において「2 不開示とした部分とその理由」欄に本件決定に係る個人情報を記録する行政文書として「事故報告書」と記載すべきところ、誤って「事後報告書」と記載したため、令和7年7月2日付け〇〇第〇〇号により当該誤記の箇所を取り消し、「事故報告書」に訂正し改めて保有個人情報部分開示決定（以下「本件再決定」という。）を行っている。

これにより、本件開示請求に係る本件再決定の内容と実際に開示した文書には齟齬はないこととなる。

したがって、審査請求人の主張に理由がない。

5 審議会の判断

(1) 本件審査請求の趣旨について

ア 実施機関は、本件開示請求に対し、本件決定を行ったと認められる。

イ 審査請求人は、前記3(1)アのとおり、本件決定の取消しを求めているので、以下、検討する。

(2) 個人情報の特定の妥当性について

ア 実施機関は、本件開示請求に係る保有個人情報が記録された行政文書として本件文書を特定した。

イ 審議会が事務局職員を通じて改めて実施機関に、本件開示請求に係る個人情報の探索を行わせたところ、本件決定で特定した個人情報以外に、本件開示請求に係る個人情報を保有していないことが確認された。

ウ 本件決定に係る保有個人情報開示決定通知書「2 不開示とした部分とその理由」欄の対象文書の件名については、同通知書「1 開示請求に係る保有個人情報を記録する行政文書の件名」欄において、「事故報告書」と記載されていること、また、同通知書の「不開示相当部分」の説明が、「事故報告書」の不開示部分と一致することから、実施機関が弁明するように、「事故報告書」と記載すべきところ、誤って「事後報告書」と記載されたものと認めるのが相当である。

エ 以上のことを踏まえると、審議会としては、実施機関が本件決定において、本件文書に記録された個人情報を特定し、それ以外の個人情報を特定していないことに特段に不自然、不合理な点は認められず、その他、本件開示請求に係る個人情報が存在するような特段の事情も認められない。

(3) 本件決定の不開示情報について

ア 本件文書について

本件文書は、前記4(2)イのとおり、行政文書を誤廃棄したことに関係する事故の概要、事故の状況等が記載された文書であると認められる。

イ 本件文書の不開示部分について

(ア) 実施機関は、本件文書に記載された情報のうち「年齢及び住所」について、法第78条第1項第2号に該当して不開示が相当であると主張するので、以下、検討する。

(イ) 本件文書について審議会で見分したところ、当該部分には、当事者である千葉県職員の年齢及び住所が記載されていると認められる。当

該情報は審査請求人以外の個人に関する情報であつて、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであるから、法第78条第1項第2号本文に該当し、また、同号ただし書イ、ロ又はハに該当する特段の事情も認められない。

したがって、当該情報は、法第78条第1項第2号に該当し、不開示が相当であり、当該情報を不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(4) 結論

以上のことから、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、審査請求人のその他の主張は、本件決定の適否に関する審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

6 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

審 議 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和7年8月 6日	諮問書（弁明書の写しを含む。）の受理
令和7年8月27日	反論書の写しの受理
令和8年4月23日	審議（令和8年度第1回第2部会）
令和8年5月21日	審議（令和8年度第2回第2部会）

千葉県個人情報保護審議会第2部会